

バス停留所上屋に設置する広告物の許可に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、バス停留所の上屋に添加される広告板について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において広告物とは、規則別表第1（第10条関係）第11項第1号のバス停留所の上屋に添加される広告板（以下「添加広告板」という。）とする。

(あり方)

第3条 添加広告板は、バス停留所の上屋が公共性の高い建築物であるから、その設置にあたっては街の景観的魅力を高めるものでなければならないものとする。

(市長の責務)

第4条 市長は、添加広告板を許可するにあたり、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、公衆に対する危害の防止について配慮するものとする。

(ガイドライン等)

第5条 市長は、添加広告板が公共空間を使用した特殊な広告媒体であるため、景観との調和や識別性、交通安全の確保及び市民への対応の観点から、バス停上屋広告ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 その他添加広告板に対する取り扱いについては、平成20年3月25日付け国道利第26号国土交通省道路局路政課長通知（以下「通知」という。）によるものとする。

(広告主等の責務)

第6条 広告主又は広告代理店等で添加広告板を設置しようとする者は、市長の示したガイドライン及び通達を遵守するものとする。

(交通事業者の責務)

第7条 交通事業者で添加広告板を設置しようとする者は、市長の示したガイドライン及び通知を遵守するとともに、これに基づく自主審査基準を策定するものとする。

2 交通事業者は、ガイドラインに基づき、添加広告板に掲出される広告物のデザインを審査するための自主審査委員会を設置するものとする。

(許可申請)

第8条 交通事業者又は広告主等で添加広告板の許可申請を行う者は、「バス停上屋自主審査報告書」を添付し、市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市広告付きバス停留所上屋整備事業実証実験に関する実施要綱(平成18年5月1日施行)は廃止する。

バス停上屋広告自主審査報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所.....

交通事業者

氏 名..... 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市バス停上屋広告ガイドラインに基づき、 年 月 日に自主審査を実施しましたので、次のとおり報告します。

| | | |
|-------------------|------------------|-----------------------|
| バス停 上 屋 広 告 | 設 置 場 所 | (複数ある場合はすべて記載してください。) |
| 広告主 | 住 所 | 〒 電話 () |
| | 氏 名 | |
| | 業 種 | |
| 広告内容 | | |
| 図案説明 | 全体(*デザインの概要等) | |

| | |
|-------------|------------------------------|
| | <p>景観との調和</p> |
| <p>図案説明</p> | <p>色彩(*使用されている色、色の相関関係等)</p> |
| | <p>広告面</p> |
| | <p>その他</p> |
| <p>審査日時</p> | <p>年 月 日 () 午前・午後 時</p> |
| <p>審査内容</p> | <p>景観への対応</p> |
| | <p>識別性の確保</p> |
| | <p>交通安全性の確保</p> |

| | |
|------|--|
| | 市民への対応 |
| | <p>【審査担当委員の意見】</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> |
| 審査基準 | 別紙のとおり |
| 審査委員 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |